

令和3年9月6日

蕨市立小・中学校保護者 様

蕨市教育委員会

学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の
学校における対応について（お知らせ）

日頃より、本市教育行政にご理解・ご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大傾向が、現在も続いているところですが、埼玉県では保健所の積極的疫学調査が縮小され、学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、当面の間、保健所による「陽性者の学校生活を起因とする濃厚接触者の特定」が行われないことになりました。

これに伴い、県立学校においては、学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、学校が「陽性者の濃厚接触者に相当すると認められる者（以下、「濃厚接触者相当の者」と示します。）」を特定し、原則、陽性者と最後に接触した日の翌日から14日間を出席停止とする対応を講じることになりました。

これらのことから、本市の公立小・中学校においても、学校内における感染拡大を防ぐ観点から、県立学校の対応を参酌し、当面の間、下記のとおり対応することにしましたので、お知らせいたします。

つきましては、各学校における感染防止対策とともに、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1 学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合

- (1) 陽性者を出席停止とします。（これまでと同様）
- (2) 陽性者の学校生活における行動履歴から、学校は学校医の助言等も参考にしながら、「濃厚接触者相当の者」を特定し、該当する児童生徒の保護者へ連絡します。その際、陽性者が特定されるような情報についてはお伝えすることができませんので、ご理解ください。
- (3) 陽性者が部活動に所属しており、起算日の前2日から最終登校日までの期間において、活動に参加していた場合、該当部活動を1週間程度、活動停止とします。

2 お子様が「濃厚接触者相当の者」に該当するという連絡を学校から受けた場合

- (1) 学校から指示された日まで、お子様は出席停止となります。
- (2) 学校から指示された出席停止期間中に、PCR等の検査で「陰性」が認められた場合には、陰性判明後からお子様の登校を再開することができます。検査実施を希望する場合及び検査結果判明後は、速やかに学校へ連絡してください。

3 学級閉鎖・学年閉鎖、学校全体の臨時休業について

学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学校は、学校医等の助言を受け、学級閉鎖（5日間程度を目安）・学年閉鎖、学校全体の臨時休業について判断します。

蕨市教育委員会教育部学校教育課
電話：048(433)7728